

牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2022.02

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

★建設業★ 人手不足の特効薬 ～いきなり特定技能！～

「特定技能」：技能実習修了者若しくは技能試験(建設分野特定技能1号評価試験)に合格(日本語試験にも合格)された外国人が対象です。つまり、他社で3年若しくは5年の技能実習を修了、他社で特定技能1号として就職した方、国内の技能試験に合格した方など「いきなり特定技能！」としてわが社に雇用することが可能というわけです。

技能実習生より支援費用も低く、何より即戦力！ 5年後には2号に切替えて、ずーっと働いてもらうことも可能です。魅力的で手続きの依頼が増えています。

～初めての特定技能1号～

国交省からの「建設特定技能受入計画認定書」を添付して入国管理局に「在留資格変更許可申請」を行います。特に、初めての受入計画には、多岐にわたる項目の確認や証明書類の添付が必要で準備に相当の時間を要します。この計画認定も申請して認定がおりるまで1か月程度かかっています。それから入管に申請して2か月はかかります。早めにご相談下さい。

～受入れの方法、手続き～

特定技能で即戦力の外国人の雇用をご検討の場合は、まずは牟田事務所へご相談下さい。時間がかかるものとして次の要件がございますが弊所では全ての対応が可能です。

○ 建設キャリアアップシステム (CCUS) への登録

事業所の登録、技能者の登録が必要です。申請から登録完了までは2か月程度はかかります。

○ 建設業許可の取得

新規で建設業許可を取得するのに2か月程度かかります。

○ 建設業団体などへの加入

JACの正会員である建設業団体に加入する必要があります。加入要件もそれぞれです。



人気の特定技能1号、幾つか許可を頂いております。なかには監理団体から断られたり、国交省の計画認定は自社で手続きを行って欲しいなどと言われるケースもあるようでご相談を頂いております。牟田事務所では、建設業許可・入管、人事労務関係のお手伝いが可能です。特定技能は技能実習生と異なり転職が可能です。真面目で腕のいい方には、是非長く働いて欲しいですね。すぐ辞めてしまう日本の若者よりも魅力的です。お手伝いいたします！

★運送業★ 救世主なるか!?外国人ドライバー

運送業でも深刻な人手不足が問題になっていますが、外国人ドライバーは救世主となるのでしょうか。

日本の物流業界は、すでに外国人労働者なしでは成立しない状態にあります。あまり目にすることはありませんが、「荷物の仕分け」作業ラインでアルバイトとして働く「外国人留学生」がいます。にも関わらず、同じ物流業界にある「トラックドライバー」という業務には、外国人の姿は少ないです。日系ブラジルの方くらいでしょうか。その理由は、「ビザ」の存在にあります。運送業は単純労働と位置付けられ「特定技能」がまだ認められておらず外国人が日本では運送業の仕事に就けないのが現状です。

そのため、「永住者」、「定住者」、「帰化」の在留資格を有している外国人を採用しなければいけません。

永住者	永住者は在留活動および期間に制限がなく、原則は日本人と同じような働き方が可能
定住者	定住者は在留活動の制限はありませんが、在留期間に指定がある ※日系人やその配偶者、「定住者」の実子、日本人や永住者の養子、難民指定された外国人など、特別な事情を考慮された人がこれに含まれる
帰化	帰化は外国人が日本国籍を取得することです。国籍上は日本人になり、就労に関する制限はなくなり、選挙権なども得られる

外国人はドライバーになりたい？ なれる？

もし外国人がドライバーなれても別の問題も出てきます。

その大きな要因は「日本の物流の質」です。

日本で生活していると気付きにくいかもしれませんが、日本の物流の質やサービスは、世界でもズバ抜けて高いのです。

指定時間にダンボールの角が角張ったままの荷物が、キレイなトラックで届けられるのは、世界中で日本ぐらいだそうです。日本のドライバーさんに感謝！です。

日本のドライバーの本業は「運転」でなく、荷物を安全・確実・定時に届けること。来日間もない外国人に任せると、荷積みの徹底度や時間感覚に違いが生じトラブルが起きたり、交通量の多い国で長年運転してきた外国人ならば、運転技術はあるかもしれませんが、「上手い」と「丁寧」は、違いますよね。

緻密かつ繊細な走りを求められる「日本のトラックドライバー」という職業は、突然日本にやって来た外国人には、どうしても荷が重くなってしまう。カズミちゃん過積載です(笑)

そうは言っても、新型コロナウイルス拡大に伴い運送・配送業の需要が高まり、外国人ドライバーの需要は増えています。また、少子高齢化が進む日本では国内だけの雇用では限界があります。

全日本トラック協会は2020年6月に「技能実習2号移行対象職種」に追加するよう要望しているため、今後追加されるかもしれません。

追加される時を見据えて今から教育・指導の管理体制を徹底して準備しましょう。

教育・指導 牟田事務所でもお手伝いいたします。 お任せください。



★産廃処理業★ ～産業廃棄物処理業の外国人労働者～

この許認可通信では常にトップページから建設業・運送業は人手不足が深刻・・・とお話していますが、産業廃棄物処理業だって人手不足が深刻です。全国産業資源循環連合会が処理業者に対し行った調査によると、「従業員の不足」は経営上の問題点として11期連続で1位となっています。では、建設業のように多くの外国人労働者の方に活躍していただけるかという、簡単にはいかないのが現状です。

廃棄物処理業界の労働力として外国人の方の労働が認められているのは、以下の5つのみ！

- ①「永住者」
- ②「定住者」
- ③資格外活動(週 28 時間以内)の許可を取得した「日本人の配偶者等」
- ④「永住者の配偶者等」
- ⑤資格外活動(週 28 時間以内)の許可を取得した「留学」

「技能実習」は、廃棄物処理業としてはまだ含まれていません。また、令和元年にスタートした特定技能も指定業種に含まれていません。

廃棄物処理業としては「技能実習」を受け入れられないものの、工程の一部を担う以下の業務は実習生を受け入れることが可能です。

①RPF(廃棄物由来燃料)製造業

中国の廃プラの輸入制限以降、日本だけではなく世界中で廃プラが溢れており、「海洋プラスチック」や「都市浮遊ゴミ」など大きな環境問題を抱えているアジアの開発途上国に対し、RPF製造技術を提供するために技能実習業種に追加されました。

※RPF・・・廃プラ、紙くず、木くずなどを原料とした廃棄物由来の固形燃料

②機械保全

機械保全は機械単体の保全ではなく、工場や生産ラインに設置されている機械設備全体の故障や劣化を予防し、維持・保全する業務で、中間処理場の処理ラインなどの保全業務が対象になります。

環境省では、令和元年から産廃処理業における技能実習導入に係る検討がスタートされています。現在、全国産業資源循環連合会において各種検討を進められており、産廃処理業でも外国人実習生の受け入れが可能になる日も近いと思います。

しかし、受け入れる側の体制の整備は大切。産廃処理には危険が伴います。外国人労働者の皆さんに安全に働いてもらえるよう、また魅力ある職場環境を整える必要がありますね。当然、外国人のみならず日本の若者にも魅力ある職場、そうでした！4月から改正パワハラ防止法と改正育児介護休業法もスタートします。育パパ、イクボスをアピールしたいです。(白木)

登録支援機関って何をするの？

牟田事務所は、申請取次行政書士であり、登録支援機関でもあります。

雇用主からの依頼を受けて特定技能外国人の受入れや生活支援をサポートする登録支援機関。技能実習生の生活支援を行う監理団体と混同されがちですが別の機関です。監理団体が登録支援機関の登録も受けているケースも多いですね。具体的にはどのようなサポートを行うのでしょうか。

～支援業務の内容～

受入機関(雇用主)は、特定技能労働者への支援を実施しなければなりません。この支援業務について、登録支援機関に支援計画の全部、一部を委託することもできます。

① 事前ガイダンス

労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明します。

② 出入国する際の送迎

入国時は空港等と事業所又は住居へ、帰国時は空港の保安検査場までの送迎・同行

③ 住居確保・生活に必要な契約支援

社宅など住居の提供、銀行口座等の開設、携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助

④ 生活オリエンテーション

日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明

⑤ 公的手続等への同行

必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助

⑥ 日本語学習の機会の提供

日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等

⑦ 相談・苦情への対応

職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等

⑧ 日本人との交流促進

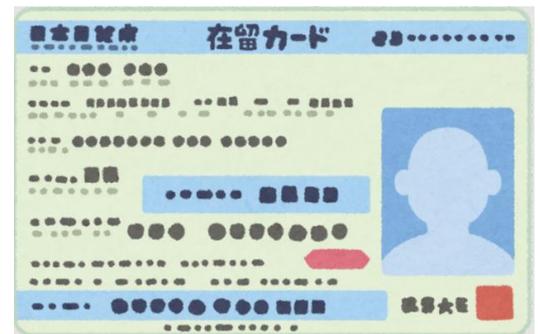
自治会等の地域住民との交流の場、地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助等

⑨ 転職支援（人員整理等の場合）

受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等、求職活動を行うための有給休暇付与や必要な行政手続の情報の提供

⑩ 定期的な面談・行政機関への通報

外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、法令違反等があれば通報！登録支援機関は、**外国人への支援を適切に実施**することと、入管に、四半期ごとに、「**登録支援機関による支援実施状況に係る届出**」を行う義務があります。



受入れに際しては、外国人の方の「**在留資格の認定・変更手続**」が必要です。先日も在留期限まであと1週間（しかも出国準備中！）という、きわどいケースも何とか特定技能への切り替え手続きをとることができました。牟田事務所は登録支援機関でもありますので、申請から支援まで全てお手伝いできます。是非ご相談下さい。